

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

令和3年10月22日

京都市長 門川 大作

[掲載順序]

- 1 業務の名称及び数量
 - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 3 契約の相手方を決定した日
 - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
 - 5 契約金額
 - 6 契約の相手方を決定した手続
 - 7 随意契約によることとした理由
-
- 1 市民窓口端末機器等賃貸借
 - 2 京都市文化市民局地域自治推進室
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
 - 3 令和3年9月21日
 - 4 市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム
代表 株式会社 JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
 - 5 399,517,800円
 - 6 随意契約
 - 7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第1号該当

(文化市民局地域自治推進室)